

労働安全衛生規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

○労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号) (本則関係)

(傍線部分は改正部分)

改正案	現行
<p>(産業医の選任) 第十三条 (略)</p> <p>2 第二条第二項の規定は、産業医について準用する。ただし、<u>学校保健安全法</u>(昭和三十三年法律第五十六号) <u>第二十三条</u>の規定により任命し、又は委嘱された学校医で、当該学校において産業医の職務を行うこととされたものについては、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(定期健康診断) 第四十四条 (略)</p> <p>2 前項の健康診断であつて次の各号に掲げるものの項目は、同項各号(第四号を除く。)に掲げる項目とする。</p> <p>一 満十六歳に達する日の属する年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この項及び<u>第四十四条の二</u>において同じ。) に前条又は前項の規定により行われた健康診断の際要観察者(胸部エックス線検査によつて結核によるものと考えられる治癒所見の発見された者及び担当の医師が結核の発病のおそれがあると認めたと者)をいう。次号において同じ。)とされなかつた者に対するその者が満十七歳に達する日の属する年度及び満十八歳に達する日の属する年度に当該健康診断を行った事業者が行う健康診断</p> <p>二 (略)</p>	<p>(産業医の選任) 第十三条 (略)</p> <p>2 第二条第二項の規定は、産業医について準用する。ただし、<u>学校保健法</u>(昭和三十三年法律第五十六号) <u>第十六条</u>の規定により任命し、又は委嘱された学校医で、当該学校において産業医の職務を行うこととされたものについては、この限りでない。</p> <p>3 (略)</p> <p>(定期健康診断) 第四十四条 (略)</p> <p>2 前項の健康診断であつて次の各号に掲げるものの項目は、同項各号(第四号を除く。)に掲げる項目とする。</p> <p>一 満十六歳に達する日の属する年度(四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この項、<u>第四十四条の二</u>及び<u>第四十六条</u>において同じ。) に前条又は前項の規定により行われた健康診断の際要観察者(胸部エックス線検査によつて結核によるものと考えられる治癒所見の発見された者及び担当の医師が結核の発病のおそれがあると認めたと者)をいう。次号において同じ。)とされなかつた者に対してその者が満十七歳に達する日の属する年度及び満十八歳に達する日の属する年度に当該健康診断を行った事業者が行う健康診断</p> <p>二 (略)</p>

355 (略)

(満十五歳以下の者の健康診断の特例)

第四十四条の二 事業者は、前二条の健康診断を行おうとする日の属する年度において満十五歳以下の年齢に達する者で、当該年度において学校保健安全法第十一条又は第十三条の規定による健康診断を受けたもの又は受けることが予定されているものについては、前二条の規定にかかわらず、これらの規定による健康診断(学校教育法による中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者に係る第四十三条の健康診断を除く。)を行わないことができる。

2 (略)

第四十六条 削除

355 (略)

(満十五歳以下の者の健康診断の特例)

第四十四条の二 事業者は、前二条の健康診断を行おうとする日の属する年度において満十五歳以下の年齢に達する者で、当該年度において学校保健法第四条又は第六条の規定による健康診断を受けたもの又は受けることが予定されているものについては、前二条の規定にかかわらず、これらの規定による健康診断(学校教育法による中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者に係る第四十三条の健康診断を除く。)を行わないことができる。

2 (略)

(結核健康診断)

第四十六条 事業者は、第四十三条、第四十四条、第四十五条又は前条の健康診断(第四十五条第一項に規定する労働者以外の者に係る健康診断にあつては、その者が満十九歳に達する日の属する年度以降の年度に行つたものに限る。)の際結核の発病のおそれがあると診断された労働者に対し、その後おおむね六月後に、次の項目について医師による健康診断を行わなければならない。この場合において、第二号に掲げる項目については、医師が必要でないと認めるときは、省略することができる。

- 一 エックス線直接撮影による検査及び喀痰検査
- 二 聴診、打診その他必要な検査

(架設通路)

第五百五十二条 事業者は、架設通路については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

一 三 (略)

四 墜落の危険のある箇所には、次に掲げる設備(丈夫な構造の設

(架設通路)

第五百五十二条 事業者は、架設通路については、次に定めるところに適合したものでなければ使用してはならない。

一 三 (略)

四 墜落の危険のある箇所には、高さ七十五センチメートル以上の

備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。)を設けること。ただし、作業上やむを得ない場合は、必要な部分を限つて臨時にこれを取りはずすことができる。

イ 高さ八十五センチメートル以上の手すり

ロ 高さ三十五センチメートル以上五十センチメートル以下のさ
ん又はこれと同等以上の機能を有する設備(以下「中さん等」という。)

五・六 (略)

(作業床)

第五百六十三条 事業者は、足場(一側足場を除く。第三号において同じ。)における高さ二メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならない。

一・二 (略)

三 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、わく組足場(妻面に係る部分を除く。以下この号において同じ。)にあつてはイ又はロ、わく組足場以外の足場にあつてはハに掲げる設備(丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。)を設けること。ただし、作業の性質上これらの設備を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時にこれらの設備を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

イ 交さ筋かい及び高さ十五センチメートル以上四十センチメートル以下のさん若しくは高さ十五センチメートル以上の幅木又はこれらと同等以上の機能を有する設備

ロ 手すりわく

丈夫な手すりを設けること。ただし、作業上やむを得ない場合は、必要な部分を限つて臨時にこれを取りはずすことができる。

五・六 (略)

(作業床)

第五百六十三条 事業者は、足場(一側足場を除く。)における高さ二メートル以上の作業場所には、次に定めるところにより、作業床を設けなければならない。

一・二 (略)

三 墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、次に定めるところにより、手すり等を設けること。ただし、作業の性質上手すり等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

イ 丈夫な構造とすること。

ロ 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。

ハ 高さは、七十五センチメートル以上とすること。

ハ 高さ八十五センチメートル以上の手すり又はこれと同等以上の機能を有する設備（以下「手すり等」という。）及び中さん等

四・五 (略)

六 作業のため物体が落下することにより、労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、高さ十センチメートル以上の幅木、メッシュシート若しくは防網又はこれらと同等以上の機能を有する設備（以下「幅木等」という。）を設けること。ただし、第三号の規定に基づき設けた設備が幅木等と同等以上の機能を有する場合又は作業の性質上幅木等を設けることが著しく困難な場合若しくは作業の必要上臨時に幅木等を取りはずす場合において、立入区域を設定したときは、この限りでない。

2・3 (略)

(点検)

第五百六十七条 事業者は、足場（つり足場を除く。）における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた第五百六十三条第一項第三号イからハまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めたとときは、直ちに補修しなければならない。

2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたとときは、直ちに補修しなければならない。

一～三 (略)

四 第五百六十三条第一項第三号イからハまでに掲げる設備の取りはずし及び脱落の有無

五 幅木等の取付状態及び取りはずしの有無

四・五 (略)

2・3 (略)

(点検)

第五百六十七条 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行なうときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めたとときは、直ちに補修しなければならない。

一～三 (略)

四 手すり等の取りはずし及び脱落の有無

六〇九 (略)

3 事業者は、前項の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

一 当該点検の結果

二 前号の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあっては、当該措置の内容

(つり足場の点検)

第五百六十八条 事業者は、つり足場における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、前条第二項第一号から第五号まで、第七号及び第九号に掲げる事項について、点検し、異常を認めたとときは、直ちに補修しなければならない。

(作業構台についての措置)

第五百七十五条の六 事業者は、作業構台については、次に定めるところによらなければならない。

一〇三 (略)

四 高さ二メートル以上の作業床の端で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、手すり等及び中さん等(それぞれ丈夫な構造の設備であつて、たわみが生ずるおそれがなく、かつ、著しい損傷、変形又は腐食がないものに限る。)を設けること。ただし、作業の性質上手すり等及び中さん等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等又は中さん等を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

五〇八 (略)

(つり足場の点検)

第五百六十八条 事業者は、つり足場における作業を行なうときは、その日の作業を開始する前に、前条第一号から第四号まで、第六号及び第八号に掲げる事項について、点検し、異常を認めたとときは、直ちに補修しなければならない。

(作業構台についての措置)

第五百七十五条の六 事業者は、作業構台については、次に定めるところによらなければならない。

一〇三 (略)

四 高さ二メートル以上の作業床の端で、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのある箇所には、次に定めるところにより、手すり等を設けること。ただし、作業の性質上手すり等を設けることが著しく困難な場合又は作業の必要上臨時に手すり等を取りはずす場合において、防網を張り、労働者に安全帯を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは、この限りでない。

イ 丈夫な構造とすること。

ロ 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとする。

ハ 高さは、七十五センチメートル以上とすること。

(点検)

第五百七十五条の八 事業者は、作業構台における作業を行うときは、その日の作業を開始する前に、作業を行う箇所に設けた手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無について点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更の後において、作業構台における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

一 〆六 (略)

七 手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無

3 事業者は、前項の点検を行ったときは、次の事項を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事終了するまでの間、これを保存しなければならない。

一 当該点検の結果

二 前号の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

(足場についての措置)

第六百五十五条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後においては、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

イ 〆ハ

二 第五百六十三条第一項第三号イからハまでに掲げる設備の取

(点検)

第五百七十五条の八 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は作業構台の組立て、一部解体若しくは変更の後において、作業構台における作業を行うときは、作業を開始する前に、次の事項について、点検し、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。

一 〆六 (略)

七 手すり等の取りはずし及び脱落の有無

第六百五十五条 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、足場を使用させるときは、当該足場について、次の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後においては、足場における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

イ 〆ハ (略)

二 手すりの脱落の有無

りはずし及び脱落の有無

ホ 幅木等の取付状態及び取りはずしの有無

ヘ〜リ (略)

三 (略)

2 注文者は、前項第二号の点検を行ったときは、次の事項を記録し、足場を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならぬ。

一 当該点検の結果

二 前号の結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

(作業構台についての措置)

第六百五十五条の二 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、作業構台を使用させるときは、当該作業構台について、次の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後においては、作業構台における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

イ〜ヘ (略)

ト 手すり等及び中さん等の取りはずし及び脱落の有無

三 (略)

2 注文者は、前項第二号の点検を行ったときは、次の事項を記録し、作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間、これを保存しなければならない。

一 当該点検の結果

二 前号の結果に基づいて修理等の措置を講じた場合にあつては、当該措置の内容

ホ〜リ (略)

三 (略)

(作業構台についての措置)

第六百五十五条の二 注文者は、法第三十一条第一項の場合において、請負人の労働者に、作業構台を使用させるときは、当該作業構台について、次の措置を講じなければならない。

一 (略)

二 強風、大雨、大雪等の悪天候又は中震以上の地震の後においては、作業構台における作業を開始する前に、次の事項について点検し、危険のおそれがあるときは、速やかに修理すること。

イ〜ヘ (略)

ト 手すり等の取りはずし及び脱落の有無

三 (略)

様式第五号② (裏面)

(略)

備考

1 労働安全衛生規則第44条、第45条、第47条若しくは第48条の健康診断、労働安全衛生法第66条第4項の健康診断(雇入時の健康診断を除く。)又は同法第66条の2の健康診断を行ったときに用いること。

2～10 (略)

様式第五号② (裏面)

(略)

備考

1 労働安全衛生規則第44条、第45条若しくは第46条から第48条までの健康診断、労働安全衛生法第66条第4項の健康診断(雇入時の健康診断を除く。)又は同法第66条の2の健康診断を行ったときに用いること。

2～10 (略)

○厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）（附則第三条関係）

改正案

別表第一（第三条及び第四条関係） 表一	
(略)	(略)
労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）	第二十三条第四項の規定による記録の保存
(略)	(略)
第三百九十九条の規定による記録の保存	第三百九十九条の規定による記録の保存
第五百六十七条第三項の規定による記録の保存	第五百六十七条第三項の規定による記録の保存
第五百七十五条の八第三項の規定による記録の保存	第五百七十五条の八第三項の規定による記録の保存
(略)	(略)
第五百九十条第二項（第五百九十一条第二項（第六百七条第二項において準用する場合を含む。）、第五百九十二条第二項、第六百三十二条第二項及び第六百三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存	第五百九十条第二項（第五百九十一条第二項、第五百九十二条第二項、第六百三十二条第二項及び第六百三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存
第六百五十五条第二項の規定による記録の保存	第六百五十五条第二項の規定による記録の保存
第六百五十五条の二第二項の規定による記録の保存	第六百五十五条の二第二項の規定による記録の保存
(略)	(略)

現行

別表第一（第三条及び第四条関係） 表一	
(略)	(略)
労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）	第二十三条第三項の規定による記録の保存
(略)	(略)
第三百九十九条の規定による記録の保存	第三百九十九条の規定による記録の保存
(略)	(略)
第五百九十条第二項（第五百九十一条第二項、第五百九十二条第二項、第六百三十二条第二項、第六百七条第二項及び第六百三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存	第五百九十条第二項（第五百九十一条第二項、第五百九十二条第二項、第六百三十二条第二項、第六百七条第二項及び第六百三十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による記録の保存
(略)	(略)

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

(略)	(略)
労働安全衛生規則	第二十三条第四項の規定による記録の保存
(略)	(略)
第三百九十九条の規定による記録	第三百九十九条の規定による記録
第五百六十七条第三項の規定による記録	第五百六十七条第三項の規定による記録
第五百七十五条の八第三項の規定による記録	第五百七十五条の八第三項の規定による記録
(略)	(略)
第五百九十条第二項（第五百九十一条第二項（第六百七条第二項において準用する場合を含む。）、第五百九十二条第二項、第六百三条第二項及び第六百十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による記録	第五百九十条第二項（第五百九十一条第二項（第六百七条第二項において準用する場合を含む。）、第五百九十二条第二項、第六百三条第二項及び第六百十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による記録
第六百五十五条第二項の規定による記録	第六百五十五条第二項の規定による記録
第六百五十五条の二第二項の規定による記録	第六百五十五条の二第二項の規定による記録
(略)	(略)

別表第二（第五条、第六条及び第七条関係）

(略)	(略)
労働安全衛生規則	第二十三条第三項の規定による記録の保存
(略)	(略)
第三百九十九条の規定による記録	第三百九十九条の規定による記録
第五百九十条第二項（第五百九十一条第二項、第五百九十二条第二項、第六百三条第二項、第六百七条第二項及び第六百十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による記録	第五百九十条第二項（第五百九十一条第二項、第五百九十二条第二項、第六百三条第二項、第六百七条第二項及び第六百十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定による記録
(略)	(略)
(略)	(略)